

平成24年(2012) 4月1日(日)

発行所 田辺三菱製薬株式会社 大阪市中央区 北浜2-6-18

新ワクチン

平成24年 春号

平成24年春号のトピックス

- 疫病「麻しん」
- 風しんと先天性風しん症候群
- 風しん患者が増加しています
- 流行のピークを迎えるみずぼうそう
- 日本脳炎の予防接種対象者が追加

疫病「麻しん」

江戸時代、地震や火事などにおそれられたのが疫病でした。特に疱瘡(天然痘)・麻しん(はしか)・水痘(水痘)は「お役三病」と呼ばれていました。5代将軍徳川綱吉も麻しんで命を落とすと言われています。文久2年(1862年)に麻しんが大流行したときは、江戸だけで約24万人が亡くなりました。

五代将軍 徳川綱吉



「お役三病のうち天然痘はワクチンで根絶することができました。麻しんは、医療が進んだ現代でも特異的な治療法が無いので、予防が最も有効です。

風しんと先天性風しん症候群

風しんは、風しんウイルスの飛沫感染により起こる病気です。発熱、リンパ節の腫れ、発疹の3つの症状が特徴ですが、関節痛や脳炎などの合併症を起こすことがあります。

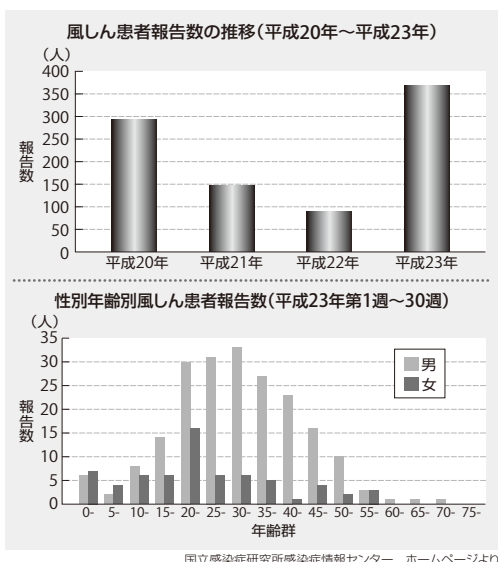
先天性風しん症候群は、風しんの免疫がない妊婦が妊娠初期に風しんにかかることで胎児が感染し、心疾患や白内障、聴力障害などが起る先天異常症です。



風しん患者が増加しています

風しん患者はここ数年減少していましたが、昨年は前年の4倍に増加しました。特徴として、20歳代から40歳代の成人、特に男性患者が多く発症しています。この世代の男性は、風しんの定期予防接種の対象ではなかったために、風しんに対する十分な免疫(抵抗力)がなかったと考えられます。

風しんは特異的な治療法がありません。予防接種を受けていない人やかかったことがない人は、風しんの予防接種をお勧めします。



流行のピークを迎えるみずぼうそう

みずぼうそう(水痘)は、これから7月にかけて流行のピークを迎える、感染力の強い病気です。

水痘にかかると、かゆみの強い水疱が全身にあらわれます。水痘の中にはウイルスが含まれていて、水疱が破れるとウイルスがばらまかれ、まわりの人に病気をうつします。そのため、学校保健安全法施行規則では、すべての発しんがかかるとなるまで出席停止とされています。

昔は予防接種がなかったため、かかるのが当たり前の病気でした。しかし、25年前に水痘ワクチンが発売され、今では1歳になったら予防接種を受けることができるようになりました。

春先の気もちのよい季節、幼稚園・保育園で、楽しく過ごせるよう、「早めに水痘の予防接種を済ませましょう」

日本脳炎の

予防接種対象者が追加

日本脳炎の予防接種は、3歳で2回、4歳で1回の接種が勧められています。平成23年度は、過去に接種回数が不十分な小学3年生、小学4年生にも接種が勧められました。平成24年4月からは、接種回数が不十分な小学2年生への接種も勧められます。ご不明な点はお住まいの市町村にお問い合わせください。

日本脳炎は他の感染症とは違い、蚊にさされることでうつる病気です。うつつも症状が出ない人がほとんどですが、発症すると2割から4割が死亡し、命を取りとめても運動障害などの重い後遺症を残すことが多い、こわい病気です。

日本脳炎は特異的な治療法がありません。予防するには、蚊にさされないようにするしかありませんが、現実的ではありません。そのため、日本脳炎の予防接種が重要です。

かかるといってきかぬこと、それは...

新年度を楽しく過ごすために、**予防できる病気には予防接種を!**

※詳しくは、かかりつけの医療機関 医師にお住まいの市町村に相談ください。

【主な感染症がはやる季節】

月	春			夏			秋			冬			春			
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	
麻しん	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4
風しん	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4
みずぼうそう																
おたふくかぜ																
インフルエンザ																
感染性胃腸炎(ロタ)																
感染性胃腸炎(ノロ)																
ヘルパンギーナ																
手足口病																
プール熱(咽頭結膜熱)																
溶連菌感染症																
突発性風しん																

一般的な流行時期をご紹介しますが、流行する時期は地域によって異なります。

■ピーク時 ■通常

お詫言と訂正

ワクチン新聞創刊号(平成24年2月1日発行)の記事の一部に誤りがありました。出席停止期間の基準は、学校保健法ではなく、学校保健安全法施行規則でした。謹んでお詫言申し上げます。